



## スピリベル多摩川 イベント規約

スピリベル多摩川 イベント規約（以下「本規約」という）は、スピリベル多摩川（以下「本クラブ」という）と、本クラブが行うイベントに参加する選手及び保護者（以下「参加者」という）の間で起こる全ての事象について適用されるものとし、ここに定める。

### 第1条（参加同意）

本クラブが開催するイベントの参加者は、本規約の内容全てに同意した上で参加を申し込むものとする。

### 第2条（参加者の定義）

本クラブが開催するイベントにおいて、本クラブが指定した方法に則って参加申し込みの連絡を行った時点をもって参加者となるものとする。

### 第3条（参加費の支払い）

参加者は、イベント毎に定められた参加費を本クラブが指定する期日・方法で納めなければならない。

### 第4条（キャンセル）

参加者が申し込み後に参加の取りやめ（キャンセル）を行った場合、イベント毎の開催要項などで予め告知しているキャンセル規定に沿った費用は納めなければならないものとする。

### 第5条（払い戻し）

本クラブは、会員が一度納めた本規約第3条に定める参加費について、キャンセル規定に沿った返金の他には原則として理由の如何を問わず返金はしないものとする。

### 第6条（免責事項）

本クラブ並びにその関係者は、イベント参加者間及び参加者と第三者間で起こったいかなる問題に対しても、一切の責任を負わないものとする。また、本クラブの活動によって参加者が損害を受けた場合にも、本クラブ並びにその関係者は損害賠償などの責任は一切負わないものとし、参加者は本クラブに対し、本クラブに重大な過失が認められる場合を除き、その責を一切問わないものとする。

- (1) 参加者の活動に伴うイベント会場への移動中、及び活動中における怪我や事故などについては、本クラブやその関係者は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 本クラブ並びにその関係者は、活動中の選手に対しては監視及び指導は行うが、参加者は本クラブの活動に参加するに際し、事前に各自で体調の管理に努めるものとする。また、参加者の健康状態についてはその保護者が責任をもって管理し、その管理状況に過失が認められる場合の参加者の怪我や事故などに対しては、イベント活動中であっても本クラブは一切の責任を負わないものとする。

## 第7条（会員資格の取り消し）

本クラブは、参加者に次の各項の事由が生じた場合、該当するイベントへの参加を拒否することができる。

- （1）参加者が本規約に違反した場合。
- （2）参加者が、本クラブの円滑なイベント運営の妨げとなる行為を行った場合。
- （3）参加者が、本クラブ及び他の会員の名誉や信用を著しく傷つける行為を行った場合。
- （4）参加者が、本規約第3条に定める参加費を指定の期日までに納入しない、もしくはできない場合。
- （5）参加者が、反社会的勢力及びその関係団体などに所属していると認められた場合。
- （6）参加者が、反社会的勢力及びその関係団体などに関わる者を紹介によって入会させた場合。

## 第8条（守秘義務）

参加者は本クラブの許可を得ずに、参加者として知り得た本クラブ並びにその関係者及び他の参加者の情報などを公開もしくは使用することはできない。また、本クラブの活動の様子やその映像をウェブ上や SNS などに無断で公開することや、クラブ名並びにクラブエンブレムなどを無断で使用することもできないものとする。

## 第9条（肖像権）

本クラブには、参加者の個人情報や写真・映像などを次の各項で挙げる場合にのみ使用する権利があり、参加者は該当イベントに参加した時点でそれらを認め、同意したものとする。また、それらの情報はこの目的以外では一切の使用をしないものとする。

- （1）本クラブの広報活動の一環として、イベント活動の様子やそれに関わる映像をホームページや SNS などのコンテンツに掲載する場合。
- （2）政府機関ないしこれに準ずる者からの要請又は法令に基づき開示を求められた場合。

## 第10条（準拠法）

本規約は、日本国の法律によって解釈されるものとする。

## 第11条（規約の改定）

本規約は、本クラブの意思でいつでも変更することができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとする。ただし、イベントの参加申し込みを案内・公募した時点から該当イベントが終了するまでの期間には、本クラブにもこの規約を変更する権利は無いものとする。

## 附則

本規約は2022年 5月 16日より施行する。